

2022年8月12日

国土交通省港湾局海洋・環境課  
パブリックコメント担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」  
に対する意見について

2022年7月14日付で意見募集が開始された「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に対する意見

#	頁	該当箇所	意見等
1	—	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般の「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改正については、ウクライナ情勢を踏まえ、エネルギー安全保障の面でも重要な脱炭素の国産エネルギー源として、再生可能エネルギーの導入を更に加速することが急務とのことで議論が開始されたものと理解している。昨今の電力需給のひっ迫、電力料金の高騰、脱炭素化にかかる社会的要請を踏まえ、大規模で安価・クリーンな一般海域の洋上風力発電所の早期の導入・稼働の促進は重要であり、今般の見直しの方向性には賛同する。</li> </ul>
2	7	最高評価点価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見内容 十分に低い基準価格を提示した2者がいた場合に、ともにプレミアムがbalancing costを除きゼロになることで、国民負担を生じさせないのに評価に差がつくことを回避する趣旨との理解だが、「最高評価点価格」は国による電力価格の長期予測がなければ決められない理解であり、その前提となる電力需給の前提条件を含めて開示をいただきたい。</li> <li>・ 理由 過去、国において電力価格の予測は出していない理解であり、国において出していただければ、事業者における価格予測との前提や結果についての整合性の検討をする必要もあるのではないかと考えるため。</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
3	7	<p>事業実現性評価点は以下の算出式により評価する。</p> <p>事業実現性評価点 = (提案者の評価点/公募参加者の最高評価点) × (満点【120点】)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 今回、事業計画の迅速性を切り出し、「事業の実施能力」80点中の20点を与えることにしているが、項目を独立させる必要はなく、また、20点という配点は過大ではないか。</li> <li>・理由 当該見直しにより、事業者による独自のアセスや地元への接触、それによる地元の混乱といったことが想定され、セントラル方式を導入していくという国の考え方に矛盾しているものと考えられるため。</li> </ul>
4	9	<p>事業の実現性に関する評価の配点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすもののうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。財務計画立案の専門性は必ずしも「ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関」にあるものではなく、事業者によっては社内に金融機関出身者等インハウスの専門家が評価しているケースもあることから、一律にファイナンシャルアドバイザー等の起用を実質的に義務付ける基準は修正していただきたい。</li> <li>・理由 本邦の金融機関において洋上風力のファイナンシャルアドバイザーを担えるところは限られており、一部の事業者がファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を起用できず、公平な入札を確保できない恐れがあるため。また、ファイナンシャルアドバイザーは事業者には雇用され、事業者の利益のために業務遂行することから、国の期待する“第三者機関”としての役割に当てはまるのかとの観点もあるため。</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
5	9	事業の実現性に関する評価の配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 <p>「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすもののうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。</p> <p>（ファイナンシャルアドバイザー等との記載は反対であるが、見直されないのであれば）ファイナンシャルアドバイザー等の範囲は必ずしも金融機関や会計ファームに限ることなく、幅広くその他アドバイザー会社や専門家を対象とすべきと考える。</p> </li> <li>・理由 <p>本邦の金融機関において洋上風力のファイナンシャルアドバイザーを担えるところは限られており、業界での洋上風力事業の財務に対する能力拡大の観点からも、幅広いアドバイザー会社や専門家を対象とすべき。</p> </li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
6	9	事業の実現性に関する評価の配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 <p>「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすもののうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。</p> <p>（ファイナンシャルアドバイザー等による検討・評価との記載は反対であるが、見直されないのであれば）資金・修正計画の適切性を検討・評価する第三者機関は必ずしも「ファイナンシャルアドバイザー」として応募事業者に起用されている者である必要はなく、例えば融資を検討するレンダー候補としての再生可能エネルギーへのプロジェクトファイナンスの組成経験のある金融機関が基本合意書（LOI）を提出していることでも良いものとしていただきたい。</p> </li> <li>・理由 <p>本邦の金融機関において洋上風力のファイナンシャルアドバイザーを担えるところは限られており、一部の事業者がファイナンシャルアドバイザー等を起用できず、公平な入札を確保できない恐れがあるため。</p> </li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
7	9	事業の実現性に関する評価の配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 <p>「事業計画の基盤面」の中の「資金・収支計画」については、総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁において、ミドルランナーになるためには、「良好」の基準を満たすもののうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの」とされている。</p> <p>（ファイナンシャルアドバイザー等による検討・評価との記載は反対であるが、見直されないのであれば）「検討・評価」の内容について、必ずしも第三者機関等が事業の財務に関する前提条件の置き方についての専門家ではないため、事業者や技術の専門家が策定した前提条件を所与とした場合の財務計画の適切性を判断すれば足りることとし、前提条件の確認までは求めないということとしていただきたい。</p> </li> <li>・理由 <p>海域や事業の特性を踏まえた財務計画の前提条件の検討においては、詳細な技術的検討や風車供給事業者、EPC事業者等とのコストや各種条件交渉状況、売電価格の見通しを踏まえる必要があり、ファイナンシャルアドバイザー等の専門性の範囲外のため。</p> </li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
8	9	事業の実現性に関する評価の配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁に記載の資金・収支計画の評価基準において「公募占用指針で示される感度分析シナリオ」とあるが、感度分析で利用すべきシナリオは事業者によってその分析手法・結果が異ならないよう配慮いただきたい。例えば感度分析シナリオを示すことはせず財務計画のフォーマットを同一のものとし、ストレス分析を国（審査委員会）で実施して評価することにはいかがか。</li> <li>・理由 財務計画の前提条件が異なる中で一律のストレスシナリオを設定して横比較することは困難と考えるため。 また、必ずしも国が示す感度分析シナリオの結果、LLCR水準値等の基準（例：LLCRが1.0以上）をクリアしていることだけが、ファイナンス供与の判断軸ではないことから、誤った事業の実現性評価になりかねないため。</li> </ul>

#	頁	該当箇所	意見等
9	9	事業の実現性に関する評価の配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁に記載の資金・収支計画の評価基準において「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合」との記載があるが、ここでいうコーポレートファイナンスは借入の全てが事業者（SPCの場合はそのスポンサー）にリコースするもののみを指しているという理解でよいか。定義を明確にしていきたい。</li> <li>・理由 資金調達方法はプロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスに限られるものでもなく、また、リミテッドリコースのプロジェクトファイナンスもあることから、資金調達方法と評価基準の関係を明確にしたいため。</li> </ul>
10	9	事業の実現性に関する評価の配点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第43回）参考資料2「再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について」22頁に記載の資金・収支計画の評価基準において「コーポレートファイナンスによる資金調達の場合」との記載があるが、コーポレートファイナンス以外の資金調達を予定している場合にはどのように評価されるのか必ずしも明確ではなく、ファイナンス手法の選択が評点に影響しないよう、明確化をお願いしたい。</li> <li>・理由 さまざまな資金調達方法が想定される中、コーポレートファイナンス以外の資金調達に関わる評価基準を明確にしたいため。また、特定の資金調達方法のみについて評価基準を設けることにより、ファイナンス手法の多様性が損なわれないようにするため。</li> </ul>



#	頁	該当箇所	意見等
11	12	④ 公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 落札数の制限は、複数海域の獲得を企図する事業者の予見性の観点で反対である。</li> <li>・理由 落札数の制限は、事業者によれば予見性が低く、複数海域の開発・運営を進めることによって、スケールメリットを生み出し安価な電力を供給することや、そのための人材育成といった、わが国の洋上風力の発展に必要な面を阻害するものと考えられるため。</li> </ul>
12	12	④ 公募参加者一者あたりの落札数の制限に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容 落札数の制限の措置を仮に導入する場合、いつまでの時限措置であるのかを明確にしたい。例えばこの措置はセントラル方式の海域の公募が開始する時点では見直されているとの理解でよいか。</li> <li>・理由 事業者にとっての予見性を確保し、わが国の洋上風力産業の発展を阻害しないようにするため。</li> </ul>

以上